

4-2-10 関係資料の入手方法

○「化学物質ファクトシート」

化管法の対象となっている化学物質について、専門的でわかりにくい情報(物性情報・有害性情報等)をわかりやすく整理し、専門家以外の方にもよく理解していただけるよう簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」が作成されています。

本ファクトシートは、物質ごとに、文章約 2 頁、表約 1 頁を用いて次のような解説をしていますので、4-2-1～4-2-9 で示した情報以外に、以下の性状情報・有害性情報などを入手したい場合は参考にしてください。

- (1)物質名、別名、PRTR 政令番号、管理番号、CAS (Chemical Abstracts Service) 番号^{*}及び構造式を記載するとともに、数行の囲み概要を記載。

※国際的に用いられている化学物質を特定するための番号

- (2)「用途」「排出・移動」「環境中での動き」「健康影響－毒性、体内への吸収と排出、影響」及び「生態影響」を記載。その際、普段の生活で馴染みのない「専門用語」には下線を付け、別途「用語解説」を作成して説明。
- (3)さらに、当該物質の基本的な情報の一覧表(性状、生産量、排出・移動量、PRTR 対象選定理由、環境データ、適用法令等)、引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリストを掲載。

化学物質ファクトシートは、環境省のホームページ^{*}から参照したい物質を選択して閲覧ください。PDF 版は、各物質のページ又は「対象物質一覧」からダウンロードしてご利用いただくことができます。また、ホームページ上では、物質の用途ごとの検索に加え、キーワード検索によってファクトシートの一覧を検索することもできます。

※ URL: <https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/factsheet/factsheet.html>

○「化管法対象物質に対応する化学物質分析法一覧」

環境省では、「化学物質環境汚染実態調査(通称:黒本調査)」(環境保健部環境安全課)を昭和 49 年から実施し、新規に調査する物質についてはその分析法を開発して調査を実施しています。また、これ以外にも、「要調査項目情報収集等調査」、「地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査」等の実施にあたって分析法が開発されています。

「化管法対象物質に対応する化学物質分析法一覧」は、化管法対象物質について、一

般環境中における分析法として現状において活用可能なものを取りまとめたもので、一般環境中において自ら化学物質の環境調査を実施する際の参考としてください。

「化管法対象物質に対応する化学物質分析法一覧」ホームページ

URL:<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/bunseki/bunseki.html>